

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年3月19日認可した。

平成21年3月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 土 地 改 良 区 名 | 土 地 改 良 事 業 名 |
|-------------|------------------------------|
| 香川県三郎池土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西三谷地区 |
| 高松市牟礼町土地改良区 | 単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中村下池地区 |
| 高松市三谷土地改良区 | 単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中上井地区 |